

## つぼ八裁判 **勝訴!!**

本日10月25日、東京高等裁判所は、**会社**が犯した**東海労組合員**に対する**脱退懲憑**、**分会活動への支配介入**は**不当労働行為である**と判決を下しました。

この裁判は、助役、科長、人事課長による脱退懲憑が、管理者としての行為か組合員としての行為か個人としての行為かが争われた裁判でした。(16年前頃の「つぼ八」などでの犯罪)

高裁は、現場管理者＝下級職制の言動に利益誘導や脱退懲憑の事実があることを認めた上、「**会社からの具体的な意志がなくとも不当労働行為にあたる**」と認定しました。

**デッチ上げをはじめ、なりふり構わぬ犯罪を繰り返す異常な会社姿勢を許さず、働く者第一の会社を共に作りましょう!**

**会社は、犯した犯罪を真摯に認め、一切の組織介入をやめろ!**